



バルブの表示通則

JIS B 2004 : 2024

(JVMA/JSA)

令和 6 年 2 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	松橋 隆治	東京大学
(委員)	安部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	江坂 行弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	倉片 憲治	早稲田大学
	越川 哲哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	是永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎名 武夫	千葉大学
	寺家 克昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清水 孝太郎	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
	清家 剛	東京大学
	高辻 利之	株式会社 AIST Solutions
	田淵 一浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	千葉 光一	関西学院大学
	中川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久田 真	東北大学
	廣瀬 道雄	一般社団法人日本鉄道車輌工業会
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	細谷 恵	主婦連合会
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	神戸大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
	山田 陽滋	豊田工業高等専門学校

主務大臣：経済産業大臣 制定：昭和 62.3.1 改正：令和 6.2.20

官報掲載日：令和 6.2.20

原案作成者：一般社団法人日本バルブ工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3434-1811)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審議部会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 松橋 隆治）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 要求事項	2
4.1 一般	2
4.2 必須表示項目	3
4.3 選択表示項目	3
4.4 その他の表示項目	3
4.5 表示の省略	3
4.6 表示の例	3
5 表示の詳細	6
5.1 呼び径	6
5.2 呼び圧力	6
5.3 材料	6
5.4 製造業者名又は商標	7
5.5 流れ方向を示す矢印	7
5.6 リングジョイント番号	7
5.7 最高使用温度 (TS)	7
5.8 接続端のねじの種類	7
5.9 最高許容圧力 (PS)	7
5.10 製品識別	7
5.11 関連規格	7
5.12 溶解番号	7
5.13 トリムの材料	7
5.14 サービス記号	8
5.15 内面コーティング、ライナー、ライニング又は内面塗装	8
5.16 品質及び試験表示	8
5.17 検査員の識別	8
5.18 製造年	8
5.19 容量係数	8
5.20 許容差圧 (Δp)	8
5.21 開閉を示す文字（又は略号）及び矢印	8
5.22 製造番号	9
附属書 JA (規定) バルブの表示細則	10

ページ

附属書 JB（参考）バルブの表示例	14
附属書 JC（参考）JIS と対応国際規格との対比表	19
解 説	21

まえがき

この規格は、産業標準化法第16条において準用する同法第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本バルブ工業会（JVMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 2004:1994**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

(4)

バルブの表示通則

General rules for marking on valves

序文

この規格は、2019年に第2版として発行された ISO 5209 を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で、**附属書 JA 及び附属書 JB** は、対応国際規格にはない事項である。また、側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JC** に示す。

1 適用範囲

この規格は、**JIS B (一般機械)** 部門に規定するバルブの表示通則について規定する。

この規格は、他の部門のバルブにも適用可能である。ただし、**JIS B 2005 (規格群)** に規定する工業プロセス用調節弁及び**JIS B 2061** に規定する給水栓には、この規格を適用しない。また、個別の製品規格に表示の規定がある場合は、その規定を優先する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 5209:2019, General purpose industrial valves—Marking (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 0100 バルブ用語

JIS B 0202 管用平行ねじ

注記 対応国際規格における引用規格：**ISO 228-1, Pipe threads where pressure-tight joints are not made on the threads—Part 1: Dimensions, tolerances and designation**

JIS B 0203 管用テーパねじ

注記 対応国際規格における引用規格：**ISO 7-1, Pipe threads where pressure-tight joints are made on the threads—Part 1: Dimensions, tolerances and designation**

JIS B 2011 青銅弁

JIS B 2051 可鍛鋳鉄弁及びダクタイル鋳鉄弁

JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材